

本誌に関するお問合せは
(075)256-1110

消費生活情報誌

マイシティライフ 211号

平成24年5月15日発行
(年2回発行)

消費生活冊子「いっせいのおで」を発行しました

この度、消費生活総合センターでは、市民の皆様へ京都に暮らす消費者として、本当の豊かさとは何か、自らの生活について今一度考えてもらうため、消費生活冊子「いっせいのおで～京都から始めよう 未来へつなぐ消費生活!～」を発行しました。京都固有の優れた生活文化を未来に継承、発展させるため、「衣」「食」「住」の各分野でご活躍の方に寄稿いただくとともに、市民の皆様から寄せられた「暮らしのアイデア」などを掲載しています。

本冊子は、区役所・支所や当センターで配布しているほか、当センターホームページ（4ページ参照）からもご覧いただけます。



問合せ 256-1110

5月は消費者月間です

安全・安心 いま新たなステージへ

「消費者基本法」の前身に当たる「消費者保護基本法」が施行され、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、5月を「消費者月間」と定めることとされました。今年は、「安全・安心 いま新たなステージへ」をテーマとして、各地で消費者啓発イベントが行われます。

京都市でも、本誌「マイシティライフ」の発行をはじめ、さまざまな消費生活に関する啓発活動を行います。

消費生活
情報誌
マイ
シティ
ライフ

今号の

貴金属 押し買い来たら 押し返せ (西京区在住の方の作品)

トラフィカ京カード
3,000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住または通勤・通学の方(中学生以下を除く)
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して
ください。

京 都 市

通信販売にまつわるトラブル

相談事例

テレビショッピングで、「足腰の痛みが和らぐ」という利用者の声を紹介する健康食品※を販売していたので、電話で申込みをした。後日、送られてきた商品を使用してみると、思っていたような効き目がなく、返品しようとしたが販売業者が受け付けてくれない。



アドバイス

通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がないので、返品については、通信販売業者が定める返品ルールによることとなります。なお、返品条件の表示がない場合、商品を受け取ってから8日間は、消費者が送料を負担して返品することができます。

通信販売を利用する際は、販売の相手方や商品を直接確認することができず、「販売業者と連絡が取れない」「商品がイメージと違っていた」「入金したが商品が届かない」などのトラブルが発生するリスクを伴うことに注意してください。

ポイント

- 1 通信販売の場合は、返品を必ず確認しましょう。
- 2 商品の情報で不明な点は、購入前に販売元に確認しましょう。
- 3 インターネットで通信販売を利用するときは、販売業者の住所や会社名、代表者氏名、電話番号(固定電話)など、メール以外の連絡先の記載があるかを確認し、情報を保管しましょう。また、個人情報を提供する場合は、入力するページがSSL(情報の暗号化)に対応しているか確認しましょう。

※健康食品については、3ページ「暮らしのちえぶくら」をご覧ください。

暮らしの
ちえぶくろ

トクホ(特定保健用食品)

って何?

日頃、よく聞く「トクホ」という言葉。トクホは「特定保健用食品」の通称で、「血圧が高めの方に適する」「お腹の調子を整える」「体脂肪がつきにくい」などの特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる食品のことです。

今、日本の法律では、人の口に入る物は「食品」か「医薬品」とされており、食品に対しては「病気の治療・予防」「疲労回復」というような、医薬品と誤解させる表示は認められていません。トクホは、食品の一種でありながら、国による有効性や安全性の審査を受けたうえで、健康に対してどのような機能をもっているかを示す「保健の用途」を表示することが許可されています。

トクホはあくまで食品であり、病気を治療するものではありません。健康維持・増進のためには、毎日の食事のバランスを整え、生活習慣を見直したうえで、補助的にトクホを利用するようにしましょう。



いわゆる「健康食品」はトクホと違うの？

いわゆる「健康食品」と呼ばれる製品は、トクホと異なり、有効性や安全性について国による審査がなく、製造者や販売者側が任意に表示しているものです。したがって、安全性や有効性の検証が行われていないなど、科学的根拠のないものや、中には有害物質が混入されているものまでが、「健康食品」として販売されていることもあるので、購入の際は注意が必要です。

消費生活総合センターのごあんない



相談無料

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

○センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています。(午前10時～午後4時、電話相談のみ)

○ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048125.html>

■多重債務相談

☎256-3160
さいむゼロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

■市政一般相談

☎256-2007

■法律相談(問合せ)

☎256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当にお問い合わせください。

家族そろって

インターネット上で楽しく学ぼう! 消費生活学習すごろく

消費生活総合センターのホームページで、小学生高学年・中学生とそのご家族を主な対象とした、消費生活学習すごろくを配信しています。当センターのキャラクターであるクーリング・オフマンなどが登場するすごろくを、クイズやイベントなどをクリアしながら進めることで、消費生活に関するさまざまな問題について、楽しく学習することができます。4人までプレイすることができますので、ご家族そろって、ぜひアクセスしてみてください。

アクセス方法

消費生活総合センターホームページ「デジタルコンテンツ」をクリック⇒「消費生活学習すごろく」をクリック



京都市文化市民局市民生活部

消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバンエクス御池ビル 西館 4階

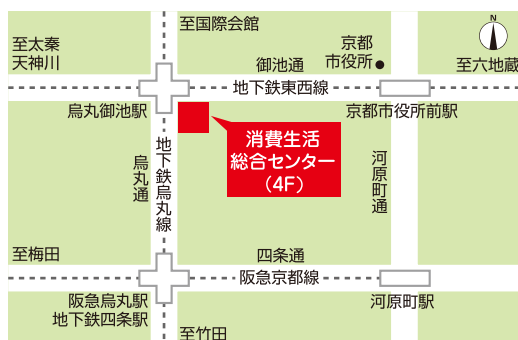
TEL.256-1110 FAX.256-0801

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

(閉庁日) 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。



発行/平成24年5月15日 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター
京都市印刷物 第244082号



再生紙・ベジタブルオイルインキを使用しています

